

憲法と公務労働者 —「全体の奉仕者」であり、 「勤労者」だから



国民の権利を守るために公務員は仕事してるんだよね



公務員の権利も憲法できちんと守られているわ

憲法改悪がねられるもと、憲法を守り、発展させる立場から、公務・公共職場に働く労働者の役割や権利について、憲法の条文を通して見てみましょう。

国民のために働くために

第15条

戦前、「天皇の官吏」として、公務員にもきびしい身分制度が存在し、上級官吏と下級官吏では、食堂やトイレまでも区別されていたといえます。天皇に仕えて仕事をするのが公務員の役割でした。

戦後の日本国憲法は、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（15条）とさだめ、公務員は、政治家や大企業など一部の利益のために働くのではなく、国民・住民のために奉仕する役割を持つことがはっきりと定められました。

憲法の生存権、 教育権を国民に保障する立場

第25条

第26条

憲法は、「健康で文化的な最低限度の生活」（第25条）を国民がいとむ権利を保障しています。また、「ひとしく教育を受ける権利」（第26条）を保障し、これら国民の権利を実現するのは、国に責任があることをさだめています。地方自治の本旨（第92条）からすれば、各自治体にも住民の権利を守る責任があります。

したがって、これら国民の諸権利を実現するため、公務サービスを着実に実施することが、公務員の果たすべき使命です。

もちろん、こうした使命は、公務・公共サービスにたずさわっているすべての労働者が持っていると言えます。



「勤労者」として労働基本権を保障

第28条

憲法28条は、勤労者（労働者）の労働基本権を保障しています。公務員も、「勤労者」であることは、学説や裁判判例では一般的な常識となっています。したがって、公務員の労働基本権を制約することは、明確に憲法に違反しています。

国民の生存権を奪う「構造改革」

2006年5月と7月、北九州市で生活保護の申請を拒否された一人暮らしの男性が、あいついで餓死しました。

「構造改革」のもとで、国の社会保障費や地方財政が削られ、北九

州市では、生活保護廃止の「数値目標」まで設定されていました。こうした「目標」達成が、職員の人事評価制度とも少なからず関連していたことも指摘されています。

こうした痛ましい事件は、国民

の生存権を奪うだけでなく、「全体の奉仕者」としての公務労働者の役割さえ変えようとしている「構造改革」の実態を明らかにしています。

国や自治体が「ワーキングプア」を生む

公務職場の臨時・非常勤職員など非正規労働者は、労働基準法や公務員法の狭間で、身分や雇用は不安定なまま、最低賃金ぎりぎりでも働かされ、「構造改革」による総人件費削減のもとで、増え続けています。

こうした非正規労働者も、行政や教育の最前線を支えており、権利確立や労働条件改善が急務の課題となっています。

公務労働者
と
「構造改革」